

長岡市・川口町任意合併協議会 合併基本計画策定小委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 長岡市・川口町合併基本計画案を策定するため、長岡市・川口町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、長岡市・川口町任意合併協議会（以下「協議会」という。）に合併基本計画策定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関しては、同条第2項の規定に基づく長岡市・川口町任意合併協議会小委員会規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、規程第9条の規定に基づき、この要綱に定めるところによるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、規約第3条第2号に定める事務に関し、必要な調査、審議等を行い、長岡市・川口町合併基本計画案を策定するものとする。

（組織）

第3条 小委員会は、次に掲げる委員6人をもって組織する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に規定する長岡市の副市長及び川口町の長が指定する同町の職員 各1人
- (2) 規約第7条第1項第3号若しくは第4号に規定する両市町の議会の議長若しくは議員又は同項第5号に規定する両市町の住民の代表のうちから両市町において互選により選出された者 各1人
- (3) 規約第7条第1項第7号に規定する学識経験を有する者 2人

（報償費及び費用弁償）

第4条 小委員会の委員及び規程第5条第4項の規定により委員長が出席を求めた者の報償費及び費用弁償は、協議会の委員に準ずる。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月6日から施行する。

長岡市・川口町任意合併協議会
合併基本計画策定小委員会 委員名簿

区 分		役 職 名	氏 名	備 考
長岡市	行政	長岡市副市長	小野塚 進	副委員長
	議会	長岡市議会合併調査研究委員会委員長	酒 井 正 春	
川口町	行政	川口町総務課長	北 村 清 隆	
	議会	川口町議会議長	古田島 祐豊	
学識経験者		長岡大学教授	鯉 江 康 正	委員長
		(株)ホクギン経済研究所代表取締役専務	矢 島 善 信	